

## 経緯と今後

2016年12月14日 官民データ活用推進基本法 公布・施行（平成28年法律第103号）

2017年 5月30日 「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」閣議決定  
(法8条に基づく官民データ活用推進基本計画(義務))

2017年 秋頃 地方の官民データ官民データ活用推進計画策定の手引(仮称)の公表  
⇒地方公共団体において隨時計画策定に着手

～2020年度末 策定義務のある全都道府県での計画策定  
(世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 p 88「地方の計画雛形の作成と計画策定支援」)

## 地方公共団体

### 都道府県

官民データ活用推進基本計画に即し、  
**都道府県官民データ活用推進計画を策定【義務】**(官民データ活用推進基本法9条1項)

### 市町村

官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して  
**市町村官民データ活用推進計画を策定【努力義務】**(9条3項)

# 地方公共団体の官民データ活用推進計画について

## 策定の根拠

- ・都道府県は国の官民データ活用推進基本計画に即して**策定義務**（官民データ活用推進基本法第9条第1項）
- ・市町村は国の官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、**策定努力義務**（官民データ活用推進基本法第9条第3項）

## 計画に記載すべき内容

- ・各地方公共団体の区域における官民データ活用の推進に関する施策を記載  
(法9条2項)  
※「官民データ」とは電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるもの
- ・具体的には、デジタルガバメント、オープンガバメントなど「5つの柱」×「8つの重点分野」のマトリックスの中から、地方公共団体が地域の実情に応じて取り組む施策を検討し、実行までの計画を記載。ただし、地方公共団体の実情に応じたスマートスタートを推奨。(手引)

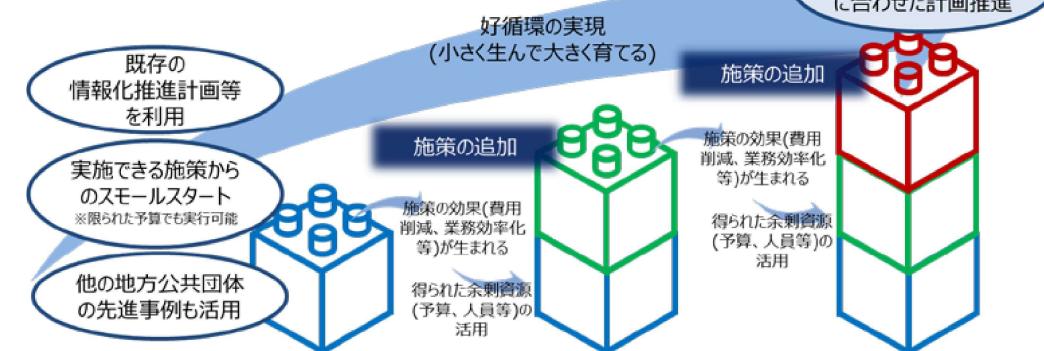
### 【5つの柱】(法に基本的施策として規定)



### 【8つの重点分野】(国の計画に規定)

- ①電子行政
- ②健康・医療・介護
- ③観光
- ④金融
- ⑤農林水産
- ⑥ものづくり
- ⑦インフラ・防災・減災
- ⑧移動

### 【スマートスタートを推奨】



## 策定支援

- ・地方公共団体の官民データ活用推進計画の策定促進のため、
  - ・「官民データ活用推進計画策定の手引」及び施策事例集を策定し、地方公共団体に提供
  - ・各地域で説明会（合計111回）を実施

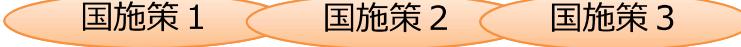
# 地方の官民データ活用推進計画の2つのパターンについて

地方の計画等（情報化推進計画等）がある場合 ⇒ パターン1（雛形ベースで計画策定）

地方の計画等（情報化推進計画等）がない場合 ⇒ パターン2（既存計画等をベースに計画策定）

## パターン1

### 都道府県（市町村）官民データ活用推進計画雛形

1. ○○都道府県（C市町村）の現状及び課題  
(略)
6. 官民データ活用の推進に係る個別施策  

7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

国の示す雛形をベースに  
計画策定

### 地方の官民データ活用推進計画策定イメージ

1. A都道府県（C市町村）の現状及び課題
2. A都道府県（C市町村）官民データ活用推進計画の目的
3. A都道府県（C市町村）官民データ活用推進計画の位置付け
4. A都道府県（C市町村）官民データ活用推進計画の推進体制
5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針
6. 官民データ活用の推進に係る個別施策  

7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

地方 2

## パターン2

### 既存の情報化推進計画等

1. ○○県戦略の基本理念  
(略)
4. B県（D市町村）の具体的施策について  
  
(略)

地方の既存計画等をベースに  
計画策定

### 既存の情報化推進計画等からの策定イメージ

1. B県（D市町村）戦略の基本理念
2. 社会におけるIT分野技術的発展
3. B県（D市町村）戦略の目標
4. B県（D市町村）の具体的施策について  
  

5. B県（D市町村）のセキュリティ及び個人情報の取扱い
6. B県（D市町村）計画の展開について

# 「都道府県（市町村）官民データ活用推進計画策定の手引」の構成

「都道府県官民データ活用推進計画策定の手引」及び「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」は、以下に示すとおり3つのパートにて構成

## I 総論

※都道府県（市町村）官民データ活用推進計画の定義、策定の意義・効果、基本的考え方、構成等についての説明

## II 都道府県（市町村）官民データ活用推進計画雛形

1. ○○県（○○市）の現状及び課題
2. ○○県（○○市）官民データ活用推進計画の目的
3. ○○県（○○市）官民データ活用推進計画の位置付け
4. ○○県（○○市）官民データ活用推進計画の推進体制
5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針
6. 官民データ活用の推進に係る個別施策
7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

### 【個別施策に係る5分類】

- ・手続における情報通信技術の利用等
- ・官民データの容易な利用等
- ・個人番号カードの普及及び活用
- ・利用の機会等の格差の是正
- ・情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等

## III 都道府県（市町村）の施策に関する国の施策一覧

参考1. 官民データ活用推進基本法

参考2. 地方公共団体等における官民データ活用と情報化推進の事例集

# 地方公共団体における取組とその効果

地方公共団体における取組		効果
1	手続きにおける情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）	「行政情報の電子的な提供及び行政情報の社会的有効活用」、「企業及び個人の負担軽減」、「行政事務の簡素化・合理化」 (事例：クラウド位置情報サービスを活用した道路パトロール支援（柏市）)
2	官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）	「経済の活性化、新事業の創出」、「行政の透明性・信頼性の向上」、「官民協議による公共サービスの実現」 (事例：さっぽろ保育園マップ（Code for Sapporo）)
3	個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用）	住民票の写し等のコンビニ交付や図書館利用など行政サービスでの利用やマイキープラットフォームを活用した地域経済応援ポイントの導入による住民の利便性の向上
4	利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）	ITを十分に活用できない人々に配慮したサービス開発等により、ITや官民データ活用による恩恵を全ての国民が享受できる環境の実現 (事例：市民と事業者、行政で創り上げる氷見市ホームページリニューアルの取り組み（氷見市）)
5	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（システム改革、BPR）	国や地方公共団体において共通的に導入できる企画の策定や自治体クラウドの更なる促進によるシステム間連携、分野横断的なデータ流通の促進 (事例：箱根町自治体クラウド導入事例（箱根町）)

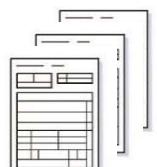
# 手続きにおける情報通信の技術の利用等により期待される効果等（例）

## （例）役所に申請・届出を行う場合

対面・書面による手続はコストがかかり、業務効率も悪い

- ・役所の窓口に行くために平日仕事を休まなきゃ…
- ・所得証明書を別途取得しないといけないのは面倒だな…
- ・オンラインで申請できても添付書類は郵送だなんて…

紙で受領した申請内容をシステムにデータ入力する手間がかかる…



- ・手続オンライン化
- ・申請に必要な書類の削減・簡素化
- ・申請時における本人確認方法に係る見直し

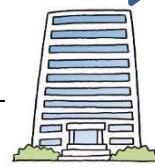
- ・手続はオンラインでできるようしよう！
- ・申請に必要なデータはシステム間でバックオフィス連携させて、添付書類を減らそう！
- ・本人確認もネットで確認できるマイナンバーカードを活用して、申請者に窓口へ来てもらう面倒をなくそう！



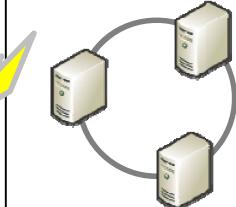
手続のオンライン化により利便性向上、業務効率化

- ・24時間いつでもオンラインで申請できて便利！
- ・証明書の添付が不要になった！
- ・本人確認もマイナンバーカードで簡単！

データ入力の手間がなくなった！



役所



行政手続のオンライン化や民間の契約手続等のオンライン化を促進することにより、「行政情報の電子的な提供及び行政情報の社会的有効活用」、「企業及び個人の負担軽減」、「行政事務の簡素化・合理化」などが期待される。

# 官民データの容易な利用等により期待される効果等（例）

## 1. 二次利用可能なルールの適用

### 【ルール未適用】

- ホームページの情報を利用する際、著作権処理（使用許可等）に手間、時間、費用等がかかる
- 利用に制約があり、利用者は自由に編集・加工が出来ない



### 【二次利用可能なルールの適用後】

- 出典を明記すれば、利用者は、著作者の許可を得ずとも自由にホームページ情報の二次利用が可能
- 利用者は自由に編集・加工が出来るため、他のデータとも組み合わせて利用拡大が見込める

## 2. 機械判読性のあるデータの公開

（例）保育所施設データを地図に重ねた「保育園探しのアプリ」を作成

機械判読性のないデータは活用しにくい

ネ申エクセル！？



保育園探しのアプリを作りたいけど…  
自治体によって、  
保育園の施設情報は  
公開形式がバラバラで  
コンピュータで  
処理できない…



機械判読性あるデータを準備

コンピュータで処理が  
可能なように住所等の  
記述方式を標準化して  
機械判読性のあるデータで  
公開しよう。  
保育園の空き情報等も  
一緒に公開しよう。

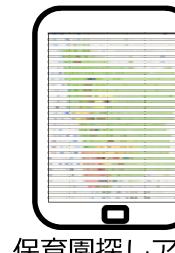


機械判読性のあるデータは様々な  
メリットがある

簡単にアプリの  
開発ができる！  
空き情報もせ  
てみよう。



保育園探しのアプリが  
あると、家からの通園  
時間や、定員の空きが  
わかつて便利！



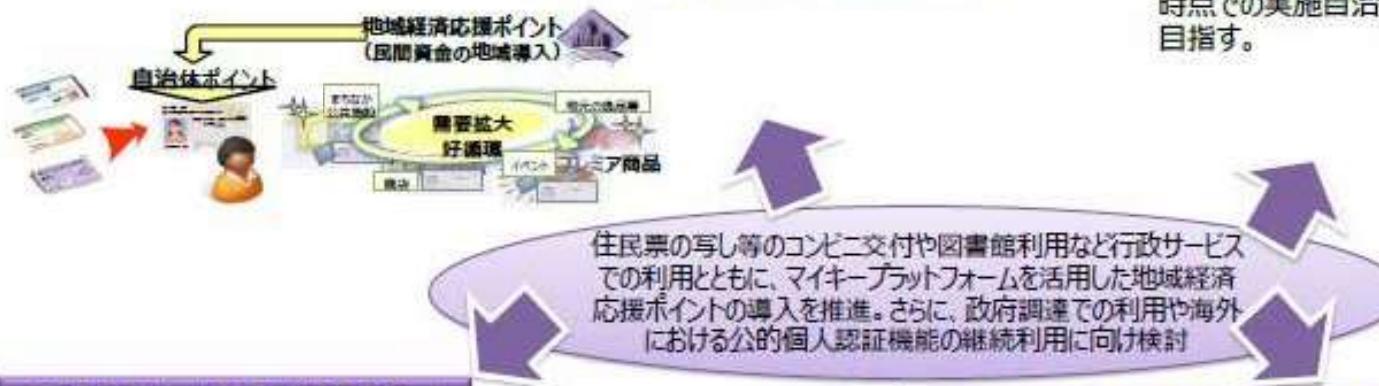
オープンデータへの取組により、「経済の活性化、新事業の創出」、「行政の透明性・信頼性の向上」、「官民協働による公共サービスの実現」などが期待される。

# 個人番号カードの普及及び活用により期待される効果等（例）

## カードの多機能化の推進（行政サービスにおける利用）

- ▶ 地方自治体における独自利用として、一部の自治体で印鑑登録証や図書館カードとしての活用を実施。
- ▶ 引き続き各自治体における利用を促進するとともに、マイキープラットフォームを構築して、公立図書館（1,350自治体）の図書館カードとしての活用や、地域産物等購入への地域経済応援ポイント活用等の実証を実施。

（総務省自治行政局・地域力創造グループ）



## 海外における継続利用

- ▶ 海外においても各種官民サービス等が利用可能となるよう、平成31年度中の実現に向け、海外転出後の公的個人認証機能継続に関する公的個人認証法の改正を検討。

（総務省自治行政局）



サービス利用

## 住民票、戸籍等の証明書の コンビニ交付

- ▶ これまで自治体窓口で取得していた住民票や戸籍等の証明書が、最寄りのコンビニで取得可能に。
- ▶ 平成28年12月に取りまとめた「アクションプログラム」に基づき、未導入団体の参加を促進し、平成31年度末時点での実施自治体の人口合計について1億人超を目指す。

（総務省自治行政局）



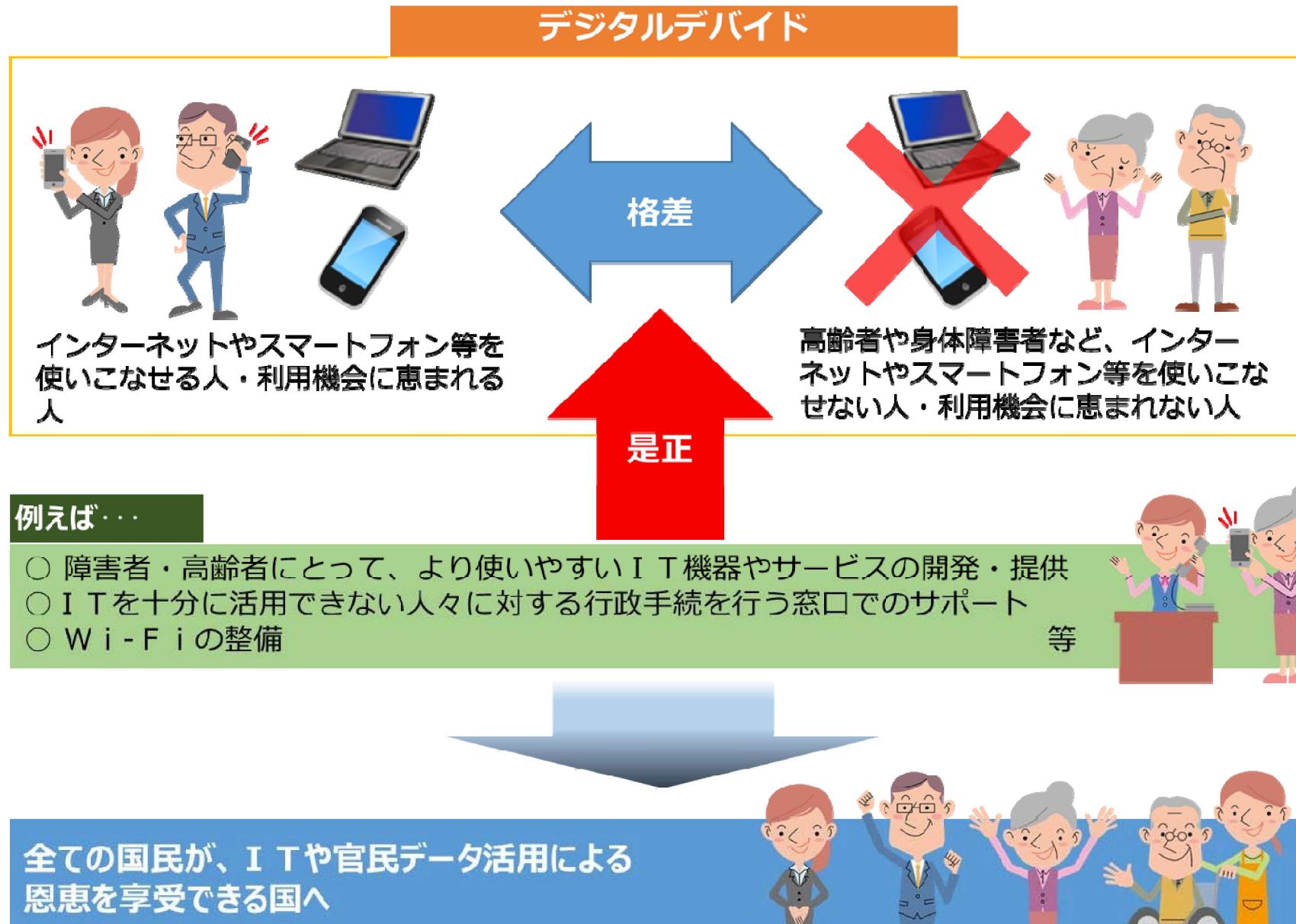
## 電子委任状を活用した電子調達

- ▶ 政府調達において、企業の代表者から委任を受けた担当者が、マイナンバーカード等を用いて入札書や契約書に電子署名を行った場合に、その者の権限を証明する「電子委任状」の普及を促進。
- ▶ 平成29年通常国会に電子委任状の普及促進に関する法案を提出するとともに、その結果を踏まえてマイナンバーカードと電子委任状に対応した電子調達システムの開発に着手し、平成29年度末以降の利用を図る。

（総務省情報通信国際戦略局・  
情報流通常行政局・行政管理局）



# 利用機会等の格差の是正により期待される効果等（例）



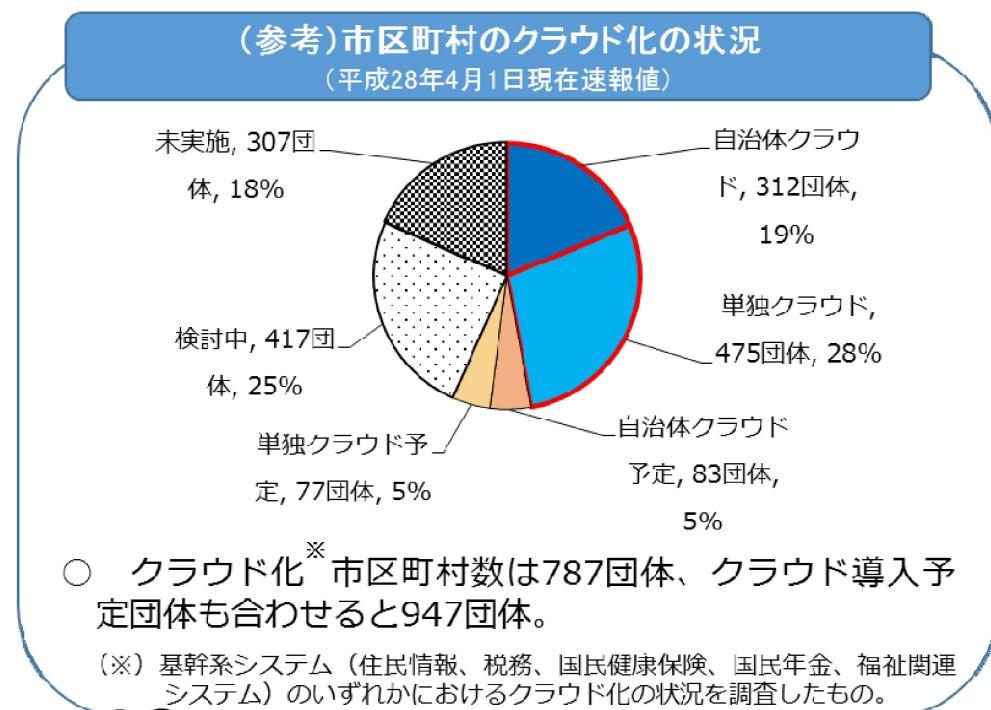
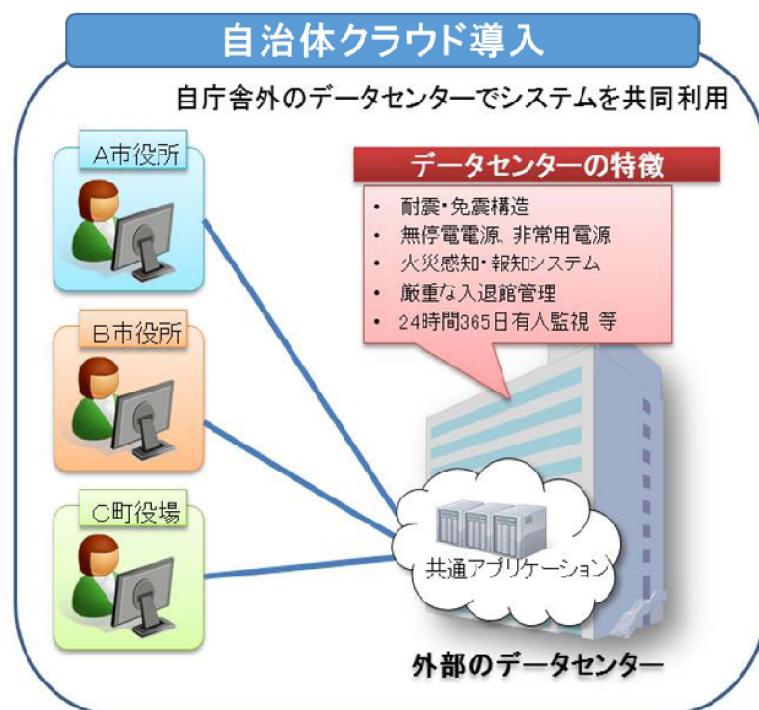
# 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等により期待される効果等（例）

## 【自治体クラウド】

各グループにおける自治体間の「**相互連携**」、システム共同利用に向けた標準化や「**業務の見直し**」等でコスト削減効果、セキュリティーレベルの向上、災害対策の強化等が期待される。

### 先行自治体での実績

- 平成28年4月1日現在のクラウド導入市区町村（速報値）：312団体
- 1グループの構成自治体数は2団体から34団体まで多数存在。
- 総務省が行った自治体クラウド導入自治体へのアンケート（複数回答可）では、「**コスト削減効果（73.9%）**」、「**災害対策の強化（60.6%）**」、「**セキュリティーレベルの向上（57.6%）**」が上位3項目。その他「業務量の軽減（38.3%）」、「運用の簡略化（47.8%）」など、BPR項目に対する導入メリットの評価も高い。
- 同アンケートの**費用削減効果**の設問では、**52%の団体が3割以上の効果**と回答。  
(上記以外は、2割以上～3割未満は12%、2割未満は16%、確認中20%)



参考：官民データ推進基本法の概要

# 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の概要

**目的** 官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。

## 第1章 総則

- ◆「官民データ」とは、電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。
- ◆**基本理念**
  - ①IT基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る
  - ②**自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等**を図り、活力ある日本社会の実現に寄与
  - ③**官民データ活用により得られた情報を根拠とする**施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する
  - ④官民データ活用の推進に当たって、
    - ・**安全性及び信頼性**の確保、国民の**権利利益**、國の**安全**等が害されないようにすること
    - ・国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での**情報通信技術の更なる活用**
    - ・国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための**基盤整備**
    - ・**多様な主体の連携を確保**するため、規格の整備、互換性の確保等の基盤整備
    - ・AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用
  - ◆**国、地方公共団体及び事業者の責務**
  - ◆**法制上の措置等**

## 附則

- ◆施行期日は公布日
- ◆本法の円滑な施行に資するため、国による地方公共団体に対する協力

## 第2章 官民データ活用推進基本計画等

- ◆政府による官民データ活用推進基本計画の策定
- ◆都道府県による**都道府県官民データ活用推進計画の策定**
- ◆市町村による**市町村官民データ活用推進計画の策定（努力義務）**

## 第3章 基本的施策

- ◆行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進
- ◆国・地方公共団体・事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し（コンテンツ流通円滑化を含む）
- ◆官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの構築等
- ◆地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正
- ◆情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(サービスプラットフォーム)
- ◆**国及び地方公共団体の施策の整合性の確保**
- ◆その他、マイナンバーカードの利用、研究開発の推進等、人材の育成及び確保、教育及び学習振興、普及啓発等

## 第4章 官民データ活用推進戦略会議

- ◆IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置
- ◆官民データ活用推進戦略会議の組織（議長は内閣総理大臣）
- ◆計画の案の策定及び計画に基づく施策の実施等に関する体制の整備（議長による重点分野の指定、関係行政機関の長に対する勧告等）
- ◆**地方公共団体への協力**

# 世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 概要

## 第1部 IT戦略の新たなフェーズ（「データ」がヒトを豊かにする社会の実現） ～官民データ活用推進基本計画による世界最先端IT国家の創造～

【約3年で超高速アクセス利用可能環境が実現】



### 国・自治体の取組

- 世界最先端のIT国家を目指して政策を推進  
これまでも一定の成果
- 情報システム改革・業務の見直し(BPR)  
(運用コスト3割削減、システム数6割削減見込)  
(人事・給与システム、旅費システムの統一化等)
- 農地情報公開システム
- 自治体クラウドの推進
- マイナンバー制度の導入
- オープンデータの推進
- SNSを活用した災害時における情報共有の推進 等



### ここ10年のIT関連技術の進展・利用環境面の変化

#### 【ネットワークインフラの進展】

- 有線: 最大速度1～10Gbps (光ファイバ)  
無線: 最大速度500Mbps超 (4G)  
(今後5G (超高速10Gbps)・多数接続といった特徴) の実現 (2020年)
- クラウドサービスの活用

#### 【利用環境面】

- 企業等: 一部の企業や業界等では、データの利活用や各種データ連携 (標準化も含む) が進展
- 個人レベル: スマートフォンやウェアラブル端末の登場により、個人の情報発信力が向上、個人に関するデータ量の増大
- IoT: モノのインターネットの普及 (センサー技術の小型軽量化・低廉化)

## 「データ大流通時代」の到来

- このような環境の変化に伴い、多様かつ大量のデータ利活用により、AIブームの再到来、ロボットやドローン等の開発も進展。  
(人間の処理能力を超えた範囲のデータ利活用も可能に)  
⇒ **あらゆる場面で、ネット上の知識や知恵を共有・活用することにより、我々の生活や産業を一変する可能性。** (我が国が超少子高齢化社会に向かいつつある中、生産年齢人口の減少のカバー、高齢者の持つ知識・知恵の継承 (高齢者の再活躍の場の提供)、地域の中小企業の活性化を可能にする等)

## 「データ」がヒトを豊かにする社会（官民データ利活用社会）の実現

### 「官民データ活用推進基本計画」

我が国が超少子高齢社会になりつつある中、集中的に対応すべき諸課題(経済再生・財政健全化、地域活性化、安全・安心の確保)を踏まえ、

### 8分野 (①電子行政 ②健康・医療・介護 ③観光 ④金融 ⑤農林水産 ⑥ものづくり ⑦インフラ・防災・減災等 ⑧移動) を重点分野に指定

将来的には分野横断的なデータ連携を見据えつつ、2020年を一つの区切りとした上で、分野ごとに重点的に講すべき施策を推進

- データ連携やAI等の活用により、個人の状態に応じた効果的・効率的で高品質な健康・医療・介護サービスを実現し、生涯現役社会を創出
- データを活用することで、生産性を向上し、儲かる農業を創出
- ダイナミック・マップなど官民のデータの連携や制度整備を通じて自動運転を実現し、世界一安全で円滑な交通社会を創出

「官民データ活用推進基本計画」の策定・推進により、全ての国民がIT・データの利活用を意識することなく便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会のモデルを世界に先駆け実現

(※国際機関、民間事業者、団体等がとりまとめるIT関連の各種ランキングにおいて、世界最先端を目指す。)

# 地方公共団体の官民データ活用推進計画策定済団体（2019.4.1時点）

## ■都道府県（22団体）

団体名	策定または位置付年月	計画名	人口規模H30.1時点
北海道	平成30年3月	北海道ICT利活用推進計画	5,339,539
静岡県	平成30年3月	静岡県高度情報化基本計画（ICT戦略2018）・官民データ活用推進計画	3,743,015
滋賀県	平成30年3月	滋賀県ICT推進戦略	1,419,635
徳島県	平成30年3月	とくしま新未来データ活用推進戦略	757,377
東京都	平成30年10月	東京都ICT戦略	13,637,346
茨城県	平成30年11月	茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～	2,951,087
福岡県	平成31年2月	福岡県官民データ活用推進計画	5,130,773
大分県	平成31年2月	おおいた革新的技術・データ活用推進計画	1,169,158
青森県	平成31年3月	あおもりICT利活用推進プラン	1,308,707
岩手県	平成31年3月	岩手県ICT利活用推進計画	1,264,329
宮城県	平成31年3月	みやぎICT・データ利活用推進プラン	2,312,080
秋田県	平成31年3月	秋田ICT基本計画2019	1,015,057
山形県	平成31年3月	山形県官民データ活用推進計画	1,106,984
福島県	平成31年3月	ふくしまICTデータ利活用社会推進プラン	1,919,680
栃木県	平成31年3月	とちぎICT推進プラン2016～2020	1,985,738
奈良県	平成31年3月	奈良県第三次情報システム最適化計画	1,371,700
岡山県	平成31年3月	おかやまIT利活用指針	1,920,619
香川県	平成31年3月	かがわICT利活用推進計画	993,205
長崎県	平成31年3月	ながさきICT戦略（長崎県情報化推進計画）	1,379,003
熊本県	平成31年3月	熊本県官民データ活用推進計画	1,789,184
宮崎県	平成31年3月	宮崎県官民データ活用推進計画	1,112,008
沖縄県	平成31年3月	おきなわICT総合戦略ビジョン編	1,471,536

※ 策定または位置付年月、自治体コード順